

栄養士法施行細則新旧対照表（案）

改正後	改正前
（書類の経由） 第6条 政令の規定により知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類は、住所地を管轄する保健福祉事務所長を経由しなければならない。ただし、住所が県外にある場合は、この限りでない。	（書類の経由） 第6条 政令の規定により知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類<u>（法第2条第1項に規定する養成施設及び法第5条の3第4号に規定する管理栄養士養成施設に係るもの並びに政令第1条第1項の申請書（同号に規定する管理栄養士養成施設を卒業する見込みの者が提出するものに限る。）を除く。以下同じ。）</u>は、住所地を管轄する保健福祉事務所長を経由しなければならない。ただし、住所が県外にある場合<u>（提出する書類が知事に提出する書類である場合に限る。）</u>は、この限りでない。